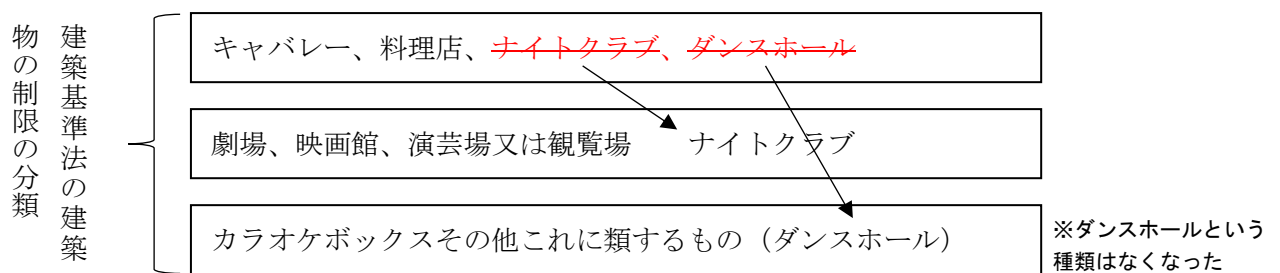


●地区計画変更の背景

風営法において、これまでナイトクラブ、ダンスホールは風俗営業として扱われてきたが、今般、当該営業について風紀上の問題は生じておらず、ダンス文化の健全な発展の支障とならないよう、ダンス自体に着目した規制は行わないこととし、風俗営業から除外されることとなった。(低照度のナイトクラブはそのまま)これに伴った建築基準法の改正(H27.6.24 及び H28.6.23 施行)により、建築基準法の用途規制においてダンスホール及びナイトクラブの分類が変更になった。

ダンスホールについてはダンスホール自体の種類がなくなり、扱いはカラオケボックス類、ナイトクラブについては、劇場、映画館、演劇場、観覧場と同様の扱いとなった。



低照度のナイトクラブは引き続き風俗営業として取り扱われ、建築基準法上は「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」の『その他これらに類するもの』に含まれます。

●改正内容

【皐ヶ丘地区計画】…近隣センター地区②において劇場類が規制されているため、新たに加わったナイトクラブの文言を追記する。

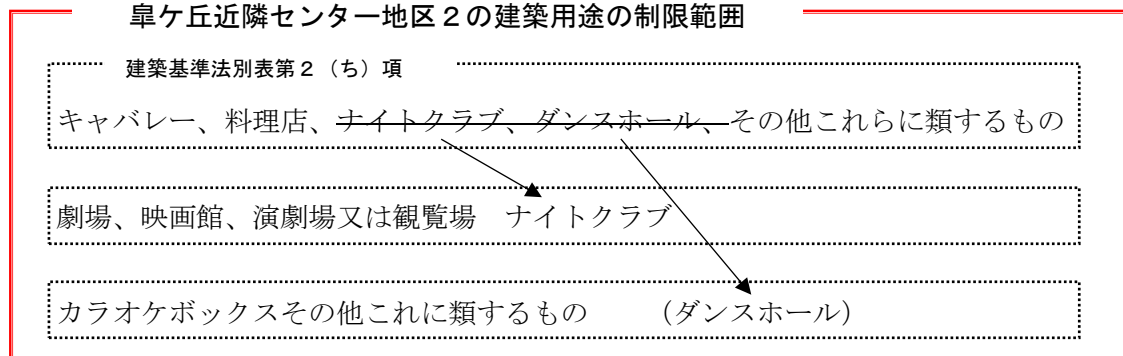
(変更前)

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	近隣センター地区② 建築基準法別表第2 (ち)項に掲げる建築物 (1) 劇場、映画館、演芸場 又は観覧場 (略)
--------	------------	-----------	---

(変更後)

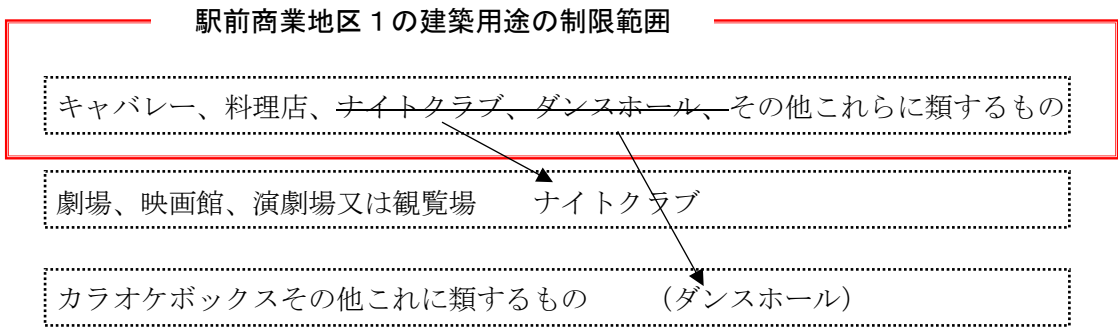
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	近隣センター地区② 建築基準法別表第2 (ち)項に掲げる建築物 (1) 劇場、映画館、演芸場 若しくは観覧場又は ナイトクラブ その他これ に類するもの (略)
--------	------------	-----------	--

皐ヶ丘近隣センター地区2の建築用途の制限範囲



【可児駅東地区計画】・・・駅前商業地区①においてキャバレー類が規制されているため、ナイトクラブ、ダンスホールの文言を削除する。

(変更前)				(変更後)			
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	駅前商業地区①	地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	駅前商業地区①
			(略) (1) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (略)				(略) (1) キャバレー、料理店 ナイトクラブ、ダンス ホール その他これらに類するもの (略)



●スケジュール等

都市計画審議会の答申を受けた後、岐阜県知事の同意を得た上で、市において都市計画決定・告示及び縦覧を行います。後述の条例改正に合わせ、都市計画決定・告示は 12 月 22 日を予定しています。

当該地区計画の変更に伴い、「可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例」の該当部分を一部変更します。12 月議会に上程済みであり、議会終了日（12 月 22 日）に公布され、同日施行の予定です。